

誓約書（事業者用太陽光発電設備）

1. 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。また、国が実施するその他の補助制度を利用していないこと。
3. 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
4. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。
（a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
（d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
（e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
（f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
（g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
（h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
（i） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
（j） 補助対象設備を処分する際は、関係法令（岡崎市条例を含む。）の規定を遵守すること。
（k） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費

用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
(1) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
5. 次の (a) ~ (b) のいずれかを満たすこと (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 50%以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
6. 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
7. 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
8. 発電量は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とすること。
9. 施行前後の写真を添付すること。
10. 当該年度の2月27日までに支払いを含めて事業を完了させること。
11. 岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程を遵守すること。また、当該交付規程を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
12. 交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

私は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金の交付を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日 商 号
 ※申請者が事業者の場合のみ記載。
 氏 名
 ※申請書が事業者の場合は代表者氏名を記載。
 ※本人が手書きしない場合は記名押印。